

令和2年 6月22日	制 定	令和3年11月 1日	一部改正
令和2年11月 9日	一部改正	令和3年12月14日	”
令和2年11月26日	”	令和4年 4月 1日	”
令和2年12月14日	”	令和4年 4月 8日	”
令和3年 1月 8日	”	令和4年5月11日	”
令和3年 1月15日	”	令和4年6月17日	”
令和3年 2月 8日	”	令和4年10月1日	”
令和3年 4月 5日	”		
令和3年 5月17日	”		
令和3年 9月30日	”		

**新型コロナウイルス感染症対策
宇都宮大学における授業の実施等に際してのガイドライン【学生用】**

宇都宮大学では、新型コロナウイルス感染症に学生・教職員が“自ら感染しない”“他人に感染させない”ため、宇都宮大学新型コロナウイルス感染症対策本部会議を中心に必要な対策を検討し、状況に応じた授業の在り方、教育研究及び学生生活に関する対応等について、本ガイドラインで定めています。

学生の皆さんにおかれては、本ガイドラインを遵守の上、行動するようお願いいたします。
なお、本ガイドラインは、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行ってまいります。

1. 基本的な感染対策

(1) 「三つの密」の回避

- ・密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ・密集場所（多くの人が密集している）
- ・密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）

①マスクの着用

◎マスク着用は、基本的な感染対策として重要です。

◎次の状況ではマスクの着用をお願いします。

- ↳ 身体的距離が2m未満の場合。
- ↳ 身体的距離が2m以上であっても会話を行う場合。

※ただし、次の場面ではマスクを外すことも可能です。

- ↳ 運動活動中などの熱中症防止対策を講じる場合。
- ↳ 授業中に教員の指示があった場合。

- ②ドア、窓を開けるなどの換気の徹底
- ③建物入り口で手指消毒の徹底
- ④ていねいな手洗い（30秒程度）の徹底

(2) 登学時の健康状態の把握

①登学前に体温を測り、発熱等の風邪の症状がある場合等には登学せず、かかりつけ医等最寄りの医療機関に電話で相談してください。

なお、かかりつけ医等に連絡できない場合は「受診・ワクチン相談センター」へ電話で相談してください。

②発熱など体調に異変があった場合にはP 6. 「新型コロナウイルスに係る授業の欠席に関する取り扱い」に従って対応してください。

- ③体温を測り忘れて登学した場合は、各キャンパス建物出入口に設置してある非接触型体温計により、各自で検温してください。

(3) 行動記録・接触者リストを作成

新型コロナウイルス感染症が陽性と判明した場合、保健所から、過去2週間の行動履歴を求められることとなりますので、各自、**行動記録を作成**しておいてください。

自分自身のため、家族や友人など大切な人を守るために、日頃から、行動記録（年月日、時刻、訪れた場所、移動手段・経路等）や接触者リスト（氏名・続柄・性別・年代・連絡先等）を作成し、新型コロナウイルスに感染した場合は速やかに提出してください。

なお、個人情報の取扱いを含めた情報管理は、厳重に行ってください。

また、「行動記録」・「接触者リスト」の様式は、本学ホームページの「新型コロナウイルスへの対応について」>「4. その他：在学生へのお知らせ」に掲載しています。

<https://www.utsunomiya-u.ac.jp/important/essential/008205.php>

(参考様式)

行動記録

教職員又は学生が感染した場合は、保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることとなりますので、行動を常に記録願います。

※記入例を参考にしてください。(問患者の分は記入せず。問患者の同意が得られる場合は、「行動記録附票」に情報を記載してください。)

※大学関係以外の行動や勤務日又は通学日以外の日についても記載してください。

所属	
職名・学年	
氏名	
連絡先	
同居者の有無	有 ・ 無

年月日	時刻	接触状況	接触場所	接触者氏名	接触者の連絡先	備考
※記載例 令和〇年〇月〇日 (火)	①8:40～10:30	①授業(授業科目:〇〇〇〇)	①〇〇教室	①〇〇学部〇〇さん	①090-1111-1111	①〇〇さんと隣の席で受講
	②10:00～20:00	②バスで△△から△△に移動。 △△でアルバイト。	②△△(アルバイト先)	②△△さん	②090-2222-2222	

2. 授業実施方針及び注意事項

(1) 授業方針

- ①授業は、原則として対面で実施します。
- ②教室における感染防止対策として、換気、入室時のアルコール消毒の徹底をお願いします。
- ③マスクの着用に関しては、P1。「基本的な感染対策」①マスクの着用に従って対応してください。
- ④対人距離は1メートルを目安に、可能な限り間隔が取れる配置で着席してください。なお、授業担当教員の指示がある場合は、指示に従い着席してください。
- ⑤授業中にディスカッション等で会話をする機会がある場合は、授業担当教員の指示に従い、離れた距離での会話、真正面に向かい合って座らない、必要に応じてフェイスシールドを着ける等の状況に応じた感染対策を行ってください。

なお、フェイスシールドは修学支援課又は陽東学務課で配付しますので、各窓口へ申込みください。

- ⑥教室内が密になる恐れがある場合は、可能な限り収容定員が多い教室に変更することとしています。十分な収容定員の教室が確保できない場合は、学生を2つのグループに分け、2つの教室を使用して教室毎に週替わりで面接授業と遠隔授業を交互に実施するなど、可能な限り対面授業の確保に努めることとしています。

- ⑦オンラインによる連絡、課題の提出等がありますので、自宅等での通信環境の準備をお願いします。
- ⑧授業で教員が作成した PDF ファイルや音声ファイル等は、特定の受講者にのみ限定的に配信している著作物で教員に著作権があります。受講する学生が教員に無断で再配布したり、SNS で共有したり、別のサイトにアップロードすると違法行為になるので注意してください。

(2) 教室での食事

- ①大学生協食堂等の混雑を避けるため、講義室での昼食は可能です。
- ②市松模様になるなど、間隔を十分に空けて利用してください。
- ③感染防止に努め食事中的の会話は控えてください。
- ④教室内に設置されているアルコール消毒の徹底をお願いします。
- ⑤食事で利用した机は、教室に備え付けのアルコール消毒液で、各自、拭き取りください。
- ⑥食事のゴミは、各自、持ち帰り、教室等を汚さないようにしてください。

(3) 栃木県に「まん延防止等重点措置」等が適用された場合

①正課教育における学外実習

- ・当該期間中にキャンパス外で実施する授業は、計画の変更（延期等）となります。
- ・当該期間中に係るバス配車は中止となります。
- ・前述の延期や中止等の連絡は、授業担当教員から C-Learning 等の適切な方法により連絡されることになります。

②学科・コース、グループ等により学外で行う正課外活動（単位認定対象外活動）

- ・インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア活動は原則として中止となります。
- ・なお、個人単位で実施する前述の正課外活動については、感染防止対策を徹底の上、実施することは可能です。
- ・「まん延防止等重点措置」等が解除され活動が再開される場合であっても、活動を行う前に担当部署にお問い合わせの上、実施の検討を進めてください。
(担当：インターンシップ等＝キャリアセンター、サークル・ボランティア等＝学生支援課)

3. 研究活動

- ①研究室・実験室への入退室について記録する。
- ②研究室・実験室では、定期的に窓を開けるなど換気を行う。
- ③研究室・実験室での作業は、身体的距離（最低 1 m）を空けて行う。
- ④換気が十分にできない場所での滞在時間は可能な限り短くする。
- ⑤会話は必要最小限とする。
- ⑥共用の機器・什器は、使用前後に適宜消毒または清拭により清潔にする。
- ⑦その他宇都宮大学対応方針に応じた研究活動を心掛けること。

4. 学内施設の利用、課外活動

- ①学内施設の利用は、宇都宮大学対応方針によるものとします。
- ②課外活動は、対面での課外活動再開における遵守事項に基づくものとします。

5. その他の相談

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、これまで感じたことのない不安やストレスを感じる場合があります。また、この影響により経済的に困難な状況に陥る場合もあります。本学では、全学的な相談窓口として、学生なんでも相談窓口を設置しています。学生生活において困ったことや心配ごとなど、どんなことでもお気軽にご連絡ください。

【学生なんでも相談窓口】

峰地区〈学務棟2階〉	電話 028-649-5276
陽東地区〈学生プラザ1階〉	電話 028-689-6189

○WEBから

『学生なんでも相談窓口／相談フォーム』に
入力後、送信してください

入力は
こちらから
→



【こころとからだの健康相談】

保健管理センター	電話 028-649-5123	E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp
----------	-----------------	---------------------------------------

新型コロナウイルスに係る授業の欠席に関する取り扱い

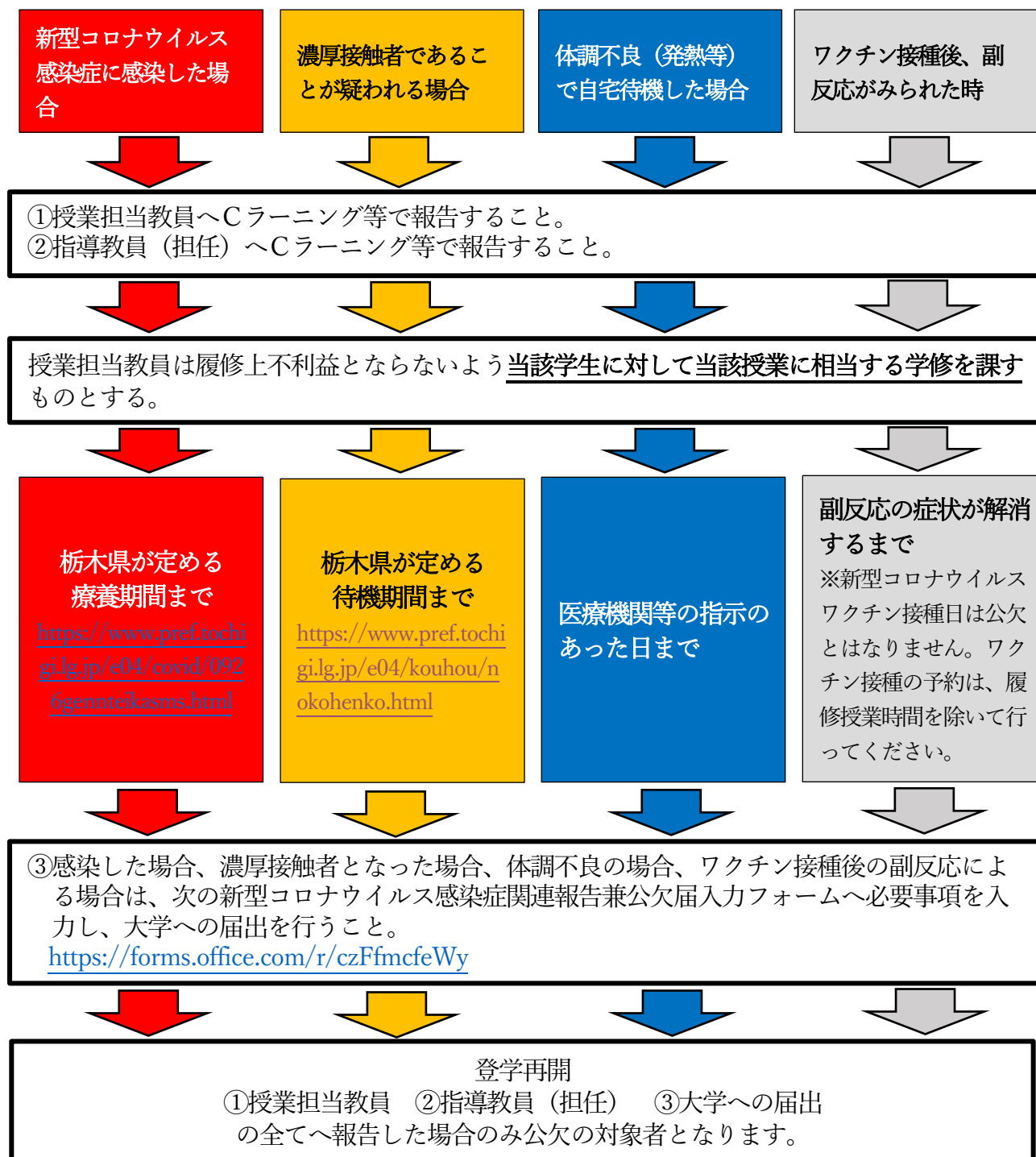
1. 本学学生が、学校保健安全法施行規則第 18 条に定める感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第 19 条を準用し、学内感染及び感染拡大防止のため、出席停止の取り扱いとする。
2. 出席停止となった期間に係る授業は、Microsoft 365 forms の入力により報告することで、公欠扱いとし、授業担当教員は履修上不利益とならないよう当該学生に対して当該授業に相当する学修を課すものとする。
3. 公欠扱いとされた期間における授業の欠席については、単位認定要件に係る欠席扱いとしないものとする。
4. 単位認定要件は、平素の出席状況も含まれるものであり、定期試験の受験資格において、総授業時間数の 3 分の 2 が基準となることから、当該学生にあっては、公欠扱いとなった時間数を差し引いた時間数の 3 分の 2 が受験資格のための時間数となる。
5. 新型コロナウイルスワクチン接種は、原則として授業等の履修と重複しないよう予約をしてください。
6. ワクチン接種後の体調不良により授業を欠席する場合は、かかりつけの医療機関を受診するとともに、履修授業担当教員へ申し出て、当該授業に相当する学修の指示を受けてください。
7. 5 及び 6 の取り扱いは、宇都宮大学又はそれ以外の会場での接種による場合も同様の取り扱いとなります。
8. 新型コロナウイルスに係る公欠の事由・手続き等は次のとおりとする。

※「医療機関等」とは、病院・保健所・保健管理センターをいう。

事由	措置	手続き	登学停止（公欠）期間等
新型コロナウイルス感染症に感染した場合（検査で陽性となった場合）	公欠	①授業担当教員へ報告 ②指導教員（担任）へ報告 ③Forms による報告兼公欠届の入力 ※My HER-SYS による療養証明などを添付 ※紙媒体での公欠届の提出は不要	栃木県が定める療養期間まで https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/covid/0926gennteikasms.html
濃厚接触者であることが疑われる場合		①授業担当教員へ報告 ②指導教員（担任）へ報告 ③Forms による報告兼公欠届の入力 ※紙媒体での公欠届の提出は不要	栃木県が定める待機期間まで https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/kouhou/nokohenko.html
体調不良（発熱等）で自宅待機した場合		①授業担当教員へ報告 ②指導教員（担任）へ報告 ③Forms による報告兼公欠届の入力 ※診療明細書の写しなど医療機関で診察を受けたことが分かる書類などを添付 ※紙媒体での公欠届の提出は不要	待機解除の判断は、 <u>医療機関等の指示</u> に従い、体調に留意して登学する。
新型コロナウイルスワクチン接種後、副反応がみられた時		①授業担当教員へ報告 ②指導教員（担任）へ報告 ③Forms による報告兼公欠届の入力 ※接種券の写しなどワクチン接種日が分かる書類を添付 ※紙媒体での公欠届の提出は不要	副反応の症状が解消するまで。
新型コロナウイルスワクチン接種日	欠席		公欠とはなりません。 ※履修授業時間を除いてワクチン接種を予約してください。

新型コロナウイルスに係る 授業の欠席に関する取り扱い

新型コロナウイルス感染症にかかった場合、又はかかった疑いがある場合、学校保健安全法第19条を準用し、学内感染及び感染拡大防止のため、**出席停止の取り扱い（公欠）**とします。



こころとからだの健康相談 保健管理センター
電話 028-649-5123 E-mail: hokekan@cc.utsunomiya-u.ac.jp